

新型コロナウイルス感染症対策  
特別委員会記録

令和2年5月13日

【開催日】 令和2年5月13日（水）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前10時40分～午後2時47分

【出席委員】

委員長	高松秀樹	副委員長	山田伸幸
委員	伊場勇	委員	水津治
委員	長谷川知司	委員	藤岡修美
委員	松尾数則	委員	宮本政志
委員	吉永美子		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
----	-----	-----	------

【執行部出席者】

副市長	古川博三	総務部長	川地諭
総務部次長兼人事課長	辻村征宏	総務課長	田尾忠久
税務課長	矢野徹	税務課課長補佐	福田健司
税務課市民税係長	山口大造	企画部長	清水保
財政課長	山本玄	財政課財政係長	野原崇史
財政課調整係長	鈴木一史	福祉部長	兼本裕子
福祉部次長兼社会福祉課長	岩佐清彦	福祉部次長兼健康増進課長	尾山貴子
高齢福祉課長	麻野秀明	高齢福祉課主幹	大井康司
高齢福祉課課長補佐兼地域包括支援センター所長	荒川智美	高齢福祉課主査	篠原紀子
高齢福祉課介護保険係長	藤永一徳	国保年金課長	梅田智幸
国保年金課課長補佐	石橋啓介	国保年金課主査兼国保係長	伊藤佳和子
国保年金課主査兼年金高齢医療係長	岩壁寿恵	国保年金課収納係長	山田幸生
健康増進課課長補佐兼健康増進係長	大海弘美	健康増進課主査兼健康管理係長	林善行
経済部長	河口修司	商工労働課長	村田浩

【事務局出席者】

事務局 長	尾 山 邦 彦	事務局 次 長	石 田 隆
-------	---------	---------	-------

【付議事項】

- 1 議案第 6 1 号 山陽小野田市急患診療所条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 議案第 5 4 号 令和 2 年度山陽小野田市一般会計補正予算（第 5 回）について
- 3 議案第 5 8 号 山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第 6 0 号 山陽小野田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第 5 9 号 山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第 5 5 号 令和 2 年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）について
- 7 議案第 5 6 号 山陽小野田市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第 5 7 号 山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

---

午前 1 0 時 4 0 分開会

---

高松秀樹委員長 おはようございます。それではただいまより新型コロナウイルス感染症対策特別委員会を始めます。まず、一番最初に議案第 6 1 号山陽小野田市急患診療所条例の一部を改正する条例の制定について、健康増進課より説明をお願いします。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 おはようございます。それでは、議案第 6 1 号山陽小野田市急患診療所条例の一部を改正する条例の制定について御

説明いたします。この度の改正は、新型コロナウイルスのまん延期などに緊急の医療体制を山陽小野田市急患診療所で実施する必要が生じた期間、状況に応じて、現在、急患診療所で実施している平日夜間の内科診療及び休日の小児科診療を臨時的に休診できるようにするために、山陽小野田市急患診療所条例第5条に「前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めた場合は急患診療所の全部又は一部を臨時に休診することができる」の1項を加え、改正を行うものです。第5条につきましては、本日資料をお付けしておりますので御参照ください。次に、改正理由について御説明いたします。この度、新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大により発熱外来等の医療に対するニーズが高まっています。本市においても、発熱患者の不安解消及び医療機関での感染拡大防止に向け、山陽小野田市医師会、山陽小野田市民病院と協議を重ねた結果、発熱患者専用の内科外来、以下、発熱外来と呼ばさせていただきますが、これを山陽小野田市急患診療所で開始したいと考えております。この発熱外来の診察時間は12時半から14時半までを予定しております。これは市内開業医療機関の昼休み時間等を利用して、医師会の先生方に出務をしていただいで診察していただくものです。夜間の開設についても協議いたしました。夜間の場合、発熱外来では対応できない患者の次の対応先の確保ができないこと、また、対応していただく医師会の先生方の御負担も考慮し、発熱外来を行う間は平日夜間の内科診療を休診できるように、さきに説明した1項を加える改正を行うものです。なお、発熱外来の開始は令和2年5月18日を予定しております。ここで、発熱外来の概要について簡単に説明させていただきます。資料を御覧ください。目的、開始日、開設場所は先ほど説明したとおりです。4の開設日時は、月曜日から土曜日の12時30分から14時30分までです。対象は原則、山陽小野田市に居住され発熱がある中学生以上の方です。従事者は医師、看護師、医療事務です。薬に関しては、事前にパッキングし医師が処方します。そのパッキングのために、薬剤師には不定期に出務をお願いする予定です。運営手順は別紙1を御覧ください。発熱外来フローチャートです。この発熱外来は電話予約制です。電話を受けた医療事務

の方が住所を確認するとともに、後ほど看護師が折り返し電話することを伝え、一旦電話を切ります。その後、看護師から患者さんへ電話を掛け、問診を取り、その内容を医師に伝えます。ここで新型コロナウイルス感染症の方との接触歴等が確認できれば、その場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡するように患者さんに伝えます。医師の判断により発熱外来で対応が可能と判断された場合には、マスクを着用していただき、可能な限り自家用車で来ていただくこと、また、急患診療所の駐車場に到着したら電話をしていただくことを伝えます。到着後、電話連絡を受けた後に看護師が車まで出向き、そこで体温、酸素飽和度を測定し、保険証やお薬手帳などを預かります。診察の準備ができたなら、発熱外来専用入口より患者さんだけ入室していただき、医師が肺炎の有無などのチェックを行います。ここで新型コロナウイルス感染症の疑いがやはり濃くなった場合は、帰国者・接触相談センターへつなぎます。その場合は、その後、帰国者・接触者外来へ受診になるというふうに聞いております。ほかの疾患での発熱の場合は、この発熱外来で投薬をするという流れになります。資料のほうにお戻りください。裏面に参ります。8の事業費につきましては、後ほど補正予算の審議の際に説明をさせていただきます。周知に関しましては、議決後、早急に行っていきたいと考えております。そして、この度の条例改正を行うことで、発熱外来開設期間は、平日夜間内科診療を休診する予定としております。以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

高松秀樹委員長 説明が終わりましたので、委員からの質疑を求めます。

藤岡修美委員 従事者のところで医師1名、看護師1名、医療事務1名、薬剤師が不定期に出務1名とありました。医師は何人で交代されますか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 医師は医師会のほうで手上げ方式で集めていただいた結果、現在18名の医師の方が手上げをしていただいているというふうに伺っております。

藤岡修美委員 本委員会が、医師会にヒアリングさせていただいたときに、医師会、メンバーが多いんですけども、会員の医師がかなり高齢化しているってということで、現在の急患診療所も結構きつい状況です。それに加えてこの度の発熱外来、結構負担があると思うんですけども、その辺は医師会と話を詰めておられますか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 医師会の高齢化の問題は以前からこちらも伺っておりまして、この度のコロナに限らず、全体的な救急体制については現在医師会とともに協議を行っているところです。また、この度の発熱外来に関しましては、これは医師会からの要望もありましたので、医師会としてもこの体制を取りたいということで御理解いただいていると思っております。

藤岡修美委員 それから、全国的に医師、あるいは看護師に対する風評被害というか、お子さんがいじめに遭うとか等々聞こえてきますけども、その辺の対策等々は考えておられますか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 その辺りのこともうちのほうで考慮していかないといけないというふうには考えております。現時点で、市内でこの風評被害を耳にすることはありませんが、そういう事態が来るとも備えて、現在はホームページだとか広報を通じての周知と、スーパー等に適切な情報で風評被害をしないようにという掲示をさせていただいているところです。このほかにも何かほかにもできることがあれば、どんどん行っていきたいと考えております。

伊場勇委員 発熱外来の開始は5月18日からですが、開設する期間、エンドはいつ、どのようになったときとお考えでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 どこまで行うかというのは医師会等との協議

の間でも話題に上っておりましたが、この状況であれば、現時点で決めることは困難であろうと。感染拡大状況を見ながら適宜、協議をしながら決めていこうという話になっております。

伊場勇委員 次に対象のところなんです、2点ほど。まず原則というところで山陽小野田市に居住する者、原則ということなので、市外の方が来られたときの対応、そして中学生以上ということで、中学生以上にした理由を教えてください。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 まず、中学生以上の者についてですが、本来であれば、中学生は小児科が専門分野となります。それで、この度も中学生以上ではなく高校生以上にしようかという議論も上がりましたが、やはり今、中学生ぐらいになると小児科だったら恥ずかしいということで、結構一般の内科に行かれている患者さんもいらっしゃるということで、中学生以上を対象にしようというふうに決まりました。それとあと、最初の質問の原則ですが、一応ちょっと開いてみないとどのような状態になるかというのがまだ読めませんので、最初は原則、山陽小野田市民という形にさせていただいて、この原則で、例えばですけれども、電話予約にしているけれども、来られてしまって、そこから宇部市民の方であれば、どういうふうにつないでいくというようなフローも作ってはおります。ただどうしてもそれに乗りにくいようなときとかということも想定して、一応原則という形に置かせていただいております。

伊場勇委員 近隣市で発熱外来の状況は、今どうなっているんでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 県内で発熱外来を設置しているのは下関市だけと伺っております。宇部市は発熱外来ではなく、急患診療所のトリアージを玄関口で行っていると伺っております。

伊場勇委員 それでは、予約する方法はお電話ということなんです、電話

番号等の周知方法はこういったことをお考えでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 周知方法につきましては、資料の裏面の9番を御覧ください。なかなか一度に周知というのは難しいかと思いますが、恐らく患者さんが一番最初に相談されるのは、医療機関だとか身近な薬局だと考えておりますので、そこへまずはしっかり周知するのと、あと、この「等」に含まれますが、やはり今一時的な相談が宇部健康福祉センターのほうに入っておりますので、そちらのほうにも早目にお知らせして、こういう発熱外来があるということを周知しておこうと考えております。

吉永美子委員 最初に19時から22時までは休診ということで、平日は小児科に比べると少ないとは聞いていますが、どれぐらいの影響人数、そして来られた方にはどう対応するのかお知らせください。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 平日夜間を休止することで幾ばくかは市民の方に御迷惑をお掛けするようになるのではないかと考えております。現在の利用者数というのが、通年であれば、大体、日に3人から4人という状況ですが、実際、現時点でこのコロナの感染が拡大する中で最近では日にゼロ人ということもあれば、1週間で4人というような形で、平日夜間自体の利用者が減っております。とはいえ、今言われましたように、なかなかちょっと周知期間が短いということもありますので、閉めてしばらくの間は、その時間帯にうちの職員を滞在させて、間違っ来られた方に対してはどのようにしたらいいかというような御案内をさせていただくということが1点と、あとこの期間、シャープ7119という仕組みがございます。24時間体制で電話相談に乗っていただく。こういったものも併せて周知を行っていきたいと考えております。

吉永美子委員 職員による案内というのはどのように案内されるかっていうこと、それと、ここに置かれるもの、マスクや防護服とかフェイスを隠す



ようなものとかどういったものを用意していかれる予定なのかお聞かせください。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 まず、職員による案内ですが、職員で見ますのでどこまでっていうところがありますが、やはり緊急性があるという方であれば救急車をお勧めして、二次急の輪番のほうに行っていただく。そうでもないという方であればシャープ7119、若しくは次の日まで待てるのであれば次の日の受診等を勧めていくようになるかと思えます。それと次に備品関係ですが、マスク、手袋については在庫があります。ただ、これに関しては在庫が尽きないように発注は繰り返していく予定です。フェイスシールドにつきましても、少し納入する見込みがありますので、その準備等が間に合わない場合は手づくりでと考えております。それと防護服までは必要ないだろうという判断になっておりますが、そのかわりに使い捨ての医療用のエプロンが欲しいという意見がありました。それ自体が今注文しても入ってこない状況ということで、今、簡易式の防護服ということでナイロン袋を加工したものの準備を、市内の企業さんからこういうものがあるけれどもいかがだろうかという形で提案していただいたもの等を使いながら、防護服代わり、使い捨てガウン代わりに使用する予定にしております。

吉永美子委員 いろいろ御苦労あると思います。有り難いことにフェイスシールドについては市民病院に小野田工業高校の先生から25個くらい頂いたということで有り難いなと思っています。こういった善意が広がることをとっても願っています。この市の広報なんですが、これはいつ付けて5月18日からということは急きょ、臨時で出されるんですか。どのようにしますか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 市の広報につきましても、本当に申し訳ないんですけども6月1日号でないと間に合わないという形になります。ホームページにはすぐにアップをするというのと、先ほど申しましたが、

議決後すぐに各医療機関や薬局等にはチラシ等を配布していこうと考えております。

吉永美子委員 一応確認なんですけど、休日に小児科の診療を行っている。これに対して影響はないということでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 影響はないということで、今までどおり小児科の休日診療は実施いたします。

宮本政志委員 患者さんにはなるべく自家用車で来るように伝えるって、車以外は何か想定していらっしゃいますか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 高齢者であれば、もしかしたらタクシー等でいらっしゃる場合もあるかと思えます。その場合には、公用車を1台利用して感染対策をしながら待つていただく。その後、消毒をするという形を取ることを考えております。

宮本政志委員 公用車、すばらしいと思うんだけど、例えば高齢者が電話してタクシーが迎えにいったら拒否をされるようなことがないようにというようお願いとかは、もうタクシー会社にはしていらっしゃいますか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 現時点では、ちょっとそこまでしておりません。

宮本政志委員 そうすると、もしタクシーの方が拒否されたときに、さあどうするかっていうこともちょっと想定されて対応策を取っていただきたいと思えます。これは要望です。

長谷川知司委員 チャートのほうでお聞きするんですけど、医師が十分な距離を保ち診察とありました。それで実際、それにおいて判断できないよう

な状態、あるいは施設として市民病院を使うとかということは一切考えていないのかどうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長　ここで医師が診察した後に、新型コロナウイルス感染症ではないが違う疾患で検査が必要になるという方もやはり想定されると思います。その場合は、市民病院も含んでちょっと幾つかの協力機関というのをお願いしておりますので、そちらのほうで対応していただくという協力依頼は取り付けております。

松尾数則委員　ちょっと確認をしておきたいんですけど、これは医師会さんがやられる。市民病院は、基本的にはこれには関与してないと。健康増進課から市民病院辺りにそういうお話をされたのかどうかも含めて、ちょっとお聞かせください。

尾山福祉部次長兼健康増進課長　協議段階から市民病院にも入っていただいて、医師会、市民病院、行政の3者で協議を重ねてきた結果、このような体制を取ることとなりました。

松尾数則委員　ちなみに市民病院から、どういう話があってここに加われないということになったんでしょうかね。例えば、CTをお借りするということも必要になるんじゃないかなという気がするんですけど。

尾山福祉部次長兼健康増進課長　まず、3者の中で合意ができたのが、市民病院は今透析患者の入院だとか、産科の入院施設を持っておりますので、やはりこの中に感染源を入れることは最大限に防がないといけないだろうということがありましたので、まず会場が急患診療所になったというところはそこになります。その後で、検査に関しましては、これはちょっと先ほど申し上げたことと重なりますが、もし本当に検査が必要になった場合には、市民病院も含めて、ほかの協力機関でカバーをしていただける体制は取れております。

吉永美子委員 私もこの要望書を出しておりますので、5月7日で。山陽小野田市民病院と医師会との緊密な連携による発熱外来の早期設置ということで、これが違う形ではありますけれども、実現したということは大変喜ばしいことだと思うんですが、いつ頃からこの3者で協議をしてこられたんですか、現実には。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 連絡会を立ち上げたのが、4月20日に一応3者で協議を始めて、その後、設置に向けた協議会を作ってやっというということで、それが4月24日、その後3回協議の場を設けて会議を重ねてまいりました。

吉永美子委員 3回協議してこられたということですけど、いつの時点で決定を行われたんでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 最終的な決定は、5月8日の金曜日となります。

伊場勇委員 市の広報が6月1日ということで、週末15日には入るのかなと思っていたんですけど、例えば、市内は大体3,000に行かないぐらいの班数があると思うんですが、1枚もので班回覧を回してもらうように自治会便を使うとか、そういったところの周知ってできないもんなんですか。

高松秀樹委員長 できないもんでしょうかねっていう質問です。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 この辺は自治連さんの協力も得ないとちょっと実現ができない部分かと思います。ただ、確かに少しでも早く市民の方に知っていただきたいという思いはありますが、もう少しちょっと周知方法については、研究してみたいと思います。

吉永美子委員 確認します。もうこれは絶対に議会の中で決めていかないといけないことですので、可決はされるだろうという予想はおおよそ立っていると思うんですよ、5月18日からということは、それを見越してチラシをもう5月18日で、仮に可決をされたらもうその日のうちに配るとかその辺の予定。そしてチラシをもう作っておられるのか、その辺の確認です。早急が大事なので。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 チラシの準備はもう済ませております。可決ができれば、もうすぐに配布ができる手配は整っております。

古川副市長 吉永委員の御指摘ですけど、こういうのを、いつやるんですか、今でしようのペースでいきたいとしますので、本来ですと議会の議決を得てというところがございますけど、その辺のところは御容赦を願う中で、できる限り早く動きたいとします。先ほど、伊場委員からの広報の件もございましたけど、決まったのが8日でしたので、ちょっと調整が付かなかった。今後、この関係につきましては、動ける時期になりましたら委員会に御相談する中で、可及的速やかに動かしていただきたいとしますので、この場をかりてお願いをいたしたいと思っています。

宮本政志委員 先ほどの伊場委員の質問で、自治連の協力のことをおっしゃったんですけど、自治連の協力が得られたらやるということでの答弁ってどうか、解釈でいいですかね。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 それをやる前提ではなく、どのようにすれば、より皆様に、6月1日より前に周知できるかという観点での検討という形にさせていただければと思います。

宮本政志委員 いや、だから、今、伊場委員がさっき提案した自治連を通じてということも検討の中に入りますよってということでもいいですね。いや、

ちょっと今の答弁がよく分からなかったんで。やりませんよっていうふうにも受け止められるし。先ほどは、できないという理由が自治連の協力ってことを言われたんで、それをクリアできたら、じゃあやられるんだろうかと思ったから、今お聞きしているんです。

古川副市長 広報は自治連なり委託業者がいらっしゃいますので、右から左というのはちょっと難しいところがあると思いますが、あらゆる媒体、FMサンサンきららを使ったり、先ほど次長も申しましたように薬局に掲示するとか病院に掲示するとか、逆に医師会のルートを使って、日頃はそういうルートはないんですけど、医師会のルートを使ったりということで、あらゆる手段は講じてまいりたいとは考えておりますので、その辺で御容赦をお願いいたしたいと思います。

山田伸幸副委員長 私も自治会便を配布する立場で、できたら広報よりは1枚ものの紙のほうがありがたいです。皆さん、冷蔵庫に貼られるんですよ。広報だったら、とっつちっちゃい記事になりますので見にくいと思います。それと、この発熱外来のフローチャートの一番頭に、発熱外来へ電話とあるんですが、これは何時から受け付けられるんでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 電話受付に関しましては、12時から受けるよう想定しております。外来の開始が12時半からですので、その30分前の12時から14時までを電話受付時間としております。

山田伸幸副委員長 どうしても、それに行かれる先生のスタッフが着くのを待つということになりますよね、ということはね。ですが、もう朝から発熱しているとか前夜から発熱している人にとっては気が気じゃないんですけど、それを12時まで受け付けないとすると、もしそれより前に電話したら鳴りっ放しということになるんでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 一応、急患診療所を閉めている間というのは、

電話を掛けていただいたらガイダンスが流れるようになります。そのときに、これはちょっと平日夜間休診用に考えていたんですが、シャープ7119を御案内するような形を今想定しておりますので、その患者さんがシャープ7119に電話をされて相談をされるということは可能です。

山田伸幸副委員長 時期的には、少し一般的な発熱は減る時期になるかなと思うんですよね、今からだ。ですが、下関市の発熱外来を見に行ったときに、私の見た印象として、私が少し外から眺めているだけでも次から次へと来られていた。そういうときに、1名のお医者さんとそのスタッフだけで手が足りるのかなあと。もう少し手助けが必要になってくるときがありはしないかなという心配をするんですけど、いかがでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 まず、下関市の状況も確認をさせていただいております。1時間に4名程度を想定したら、大体そのペースで患者さんが来られているということを、まず一つ確認をしております。ただ、本当に患者さんが増えていくことも想定しておりますので、そのときには、例えばスタッフとして職員がカバーに入ることも考えておりますし、またこれはちょっと医師会の先生方とも、とにかくやってみないと分からないことが結構あるので、これはもう進めていきながら必要に応じて修正をしていこうということで、取りあえず開始をさせていただきたいと考えております。

山田伸幸副委員長 健康増進課には保健師さんがたくさんおられますので、そういったスタッフさんがそれに当たるということでよろしいのでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 足りなくなる職種が看護師なのか医療事務なのかによって、別に保健師ではなくても、そのほかの職員でも当たれるんじゃないかと考えております。

吉永美子委員 ガイダンスが流れるということで、ちょっと疑問を持ったんですけども、これまでのガイダンスの流し方っていうのと、やはり今回は休日は小児科でこれまでどおりのガイダンスになるのかもしれませんが、そういう切替えをして平日の期間の19時から22時まではやめるわけですから、発熱外来用のガイダンスで出すということの確認ですが、よろしいですね。

高松秀樹委員長 もう1回。

吉永美子委員 だから、予約時間が12時から14時まででしょう。だから発熱外来については12時から14時までを予約としておりますとか、何かそういう言葉が変わらないと。これまでと一緒にじゃいけないっていう意味です。それは変えますよね。

大海健康増進課主査兼健康増進係長 ガイダンスは3種類ぐらい用意できるということです、そのときに応じたものを用意してアナウンスをさせていただきますと思います。

長谷川知司委員 ちょっと参考に、新型コロナウイルスの感染症があった人は、どこへ行くように指示される可能性があるんですか。それを教えてください。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 帰国者・接触者相談センターへ連絡をしていただくようになります。その後は、必要性があれば、そこからまた掛かり付け医に戻されることもあるとは聞いておりますが、より感染が疑わしい、例えばPCR検査が必要とみなされた場合には、帰国者・接触者外来へ連絡が行くようになっております。

長谷川知司委員 帰国者・接触者相談センターというのは、これ電話番号を見



れば宇部みたいなんですが、どこかなということと、それから市民病院はこれには一切受付をしないという理解でいいですか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 まず、帰国者・接触者相談センターは、宇部の健康福祉センター、いわゆる保健所です。この圏域は、全てこちらで受けるようになっております。そういうふうな県の機関でありますので、この相談センターは別にちょっと市民病院等は関与しておりません。

吉永美子委員 今朝のテレビだったと思うんですが、昨日付けでしたっけ、厚生労働省が抗原の検査でも、いわゆるオーケーですってということで、テレビに出ておられた病院は、それをすることはできるみたいなことを言っておられたので、そうなるるとこの発熱外来でもそういう検査ができるかどうか、確認です。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 こちら発熱外来では、PCRはもちろんです  
が抗原検査等を予定しておりません。

吉永美子委員 よりやはり早く見付けて重症化しないってことはとても大事ですけど、それを予定してないということは、それは無理だっていうことですか。

高松秀樹委員長 特に、PCR検査も含めて無理なのかどうなのか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 まず、PCR検査につきましては、県内の状況は皆様方も御存じかと思いますが、現在、山口県においては、検査が舞えてないという状況ではありませんので、やはり県を窓口にして一本で行っていくほうがいいだろうと考えております。そのこともありますので、特に市が独自にPCR検査を行わないといけないような状態ではないと考えております。抗原検査につきましても、私どももまだちょっと本当報道とかで聞く範囲の情報しかありませんが、本当に、例えば医

療機関で次の検査をしないといけない場合に、陽性かどうかは迅速に分かったほうがというところでは便利という話は聞いておりますので、例えば一般の外来で抗原検査をすることが果たしていいかどうかということも、ちょっと検討していかないと分かりませんので、現時点では全く考えていないというところになります。

山田伸幸副委員長 実際に、帰国者・接触者相談センターの状況を聞くと、1か月間で何万件という相談が行って、私の聞いた掛かりつけ医は、何回か電話したけど絶対につながらないところとに言っておられたんですが、その点は改善されているのでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 ちょっと改善されているかどうかの確認は取れておりませんが、先日、医療機関と健康福祉センターと共同の会議の場でも、やはり医療機関から医療機関専用の電話回線を1本付けてほしいというふうな依頼がありましたので、その辺は健康福祉センターのほうも検討されていると思います。

吉永美子委員 先ほど私が紹介した、まず間違いなく他県で都市部かもしれないし、山口県とはちょっと、また環境とかが違うかもしれないんですけども、現時点では考えていないということで、これが実動として動き出せば検討に入る可能性もあると思ってよろしいですか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 ゼロではないと思います。ただ、もう少しちょっと情報等があって、あと状況がどのように変わってくるかということになるかと思います。

水津治委員 急患診療所の駐車場には、雨が降ったときに屋根の下で対応できるっていう設備はありますか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 ございません。

高松秀樹委員長 はい、ほかありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ質疑を終結します。討論ありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、採決に入ります。議案第61号に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

高松秀樹委員長 全員賛成で可決すべきものと決しました。ここで、入替えです。1回休憩して、どのぐらい休憩したらいいですか。（発言する者あり）トイレがあるんで10分間休憩して、30分に再開いたします。休憩をいたします。

---

午前11時20分 休憩

---

---

午前11時30分 再開

---

高松秀樹委員長 委員会を再開したいと思います。次は議案第54号令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算（第5回）についてです。最初に財政課から歳入に係る説明をお願いいたします。

山本財政課長 それでは、議案第54号令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算（第5回）の歳入のうち、一般財源につきまして御説明します。補正予算書の5、6ページをお開きください。19款1項1目1節の財政調整基金繰入金につきましては、この度の補正予算の財源調整として繰り入れるものであり、4億7,173万4,000円を増額しております。この補正によりまして財政調整基金の令和2年度末の予算上の残高は24億8,798万7,000円となります。一般財源に係る説明は以上です。御審査のほどよろしく申し上げます。

高松秀樹委員長 この歳入部分について質疑を求めます。よろしいですか。（「は

い」と呼ぶ者あり)ないようですので、次に、歳出の説明をお願いします。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 それでは、健康増進課関係分について御説明します。7ページ、8ページをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、8目新型コロナウイルス対策費を1,482万6,000円増額するものです。これは新型コロナウイルス感染症への対応の一つとして、発熱患者の不安を解消するとともに地域医療体制を確保するために、発熱者外来を山陽小野田市急患診療所で開始するために必要な費用です。事業概要につきましては、先ほど議案第61号で説明したとおりとなります。事業に伴う経費について説明します。3節職員手当等24万8,000円は、健康増進課職員の時間外勤務手当です。発熱外来開始と同時に、平日夜間診療を休診するに当たり、間違っ来られた方への対応などのため、しばらくの間、職員を急患診療所に待機させる予定です。また、発熱外来スタッフの急な休みや繁忙期に職員がカバーすることも想定しています。11節需用費81万5,000円は、紙やポリ袋式簡易防護服等の消耗品費9万2,000円と発熱外来で使用する医薬材料費72万3,000円です。12節役務費4万円は携帯電話の通信料です。13節委託料1,356万6,000円は、発熱外来に出務していただく方の委託料です。医師、薬剤師、看護師、医療事務、それぞれ個人と業務委託契約を行い出務していただく予定です。18節備品購入費15万7,000円は、パルスオキシメーター、これは酸素飽和度を計る機器になりますが、それを二つと携帯電話1台分の費用です。携帯電話につきましては、看護師が電話で問診を取るために新たに購入をするものです。発熱外来の開設期間は、現時点で定まっておらず、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、医師会の先生方と協議しながら決めていくようになりますが、この度の補正では、令和2年度いっぱい開設する可能性もあることから、令和3年3月末まで開設することを想定して予算計上しております。次に、これら費用に係る歳入です。5ページ、6ページをお開きください。14款使用料及び手数料、1項使用料、3目衛生使用料、1節衛生使用料588万2,000円は、急患診療所

の診察料となります。なお、発熱外来の開始により、現在実施している平日夜間診療を休止することによる予算を本来減額すべきところですが、発熱外来を中止したときには、平日夜間診療を再開させる予定であること、また、その時期は現時点では未定であることから、今後の見通しが立った時点で減額補正を行う予定としております。説明は以上です。御審査のほどよろしく申し上げます。

高松秀樹委員長 はい、次に商工労働課、申し上げます。

村田商工労働課長 商工労働課分について御説明します。補正予算書7ページから10ページまでをお開きください。7款商工費、1項商工費、6目新型コロナウイルス対策費についてです。まずは、お手元にお配りしております資料、山陽小野田市事業継続給付金についてを御覧ください。資料に沿って概要を御説明します。事業を実施する目的ですが、新型コロナウイルス感染症拡大により大きな影響を受けている事業者に対しまして、事業の継続を支え、再起の糧となるよう事業全般に広く使える資金として本給付金を給付します。1の概要ですが、この補助金は国が実施する持続化給付金に準じて実施します。2の対象ですが、市内に事業所を有する中小企業又は個人事業主、若しくは市内に住民登録のある個人事業主を対象といたします。国との比較を掲載していますが、国は資本金10億円以上の大企業を除く中堅・中小法人、個人事業者を対象としています。業種別の中小企業の要件を参考に掲載しております。続きまして、3の要件ですが、一つ目は、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年2月から5月までのいずれかの月の売上げが前年同月比で20%以上減少していること。二つ目が、本給付金申請の段階で、今後も事業を継続する意思を有していることとなります。国の要件は、2020年1月から12月までのいずれかの月の売上げが前年同月比で50%以上減少していることです。なお、国の持続化給付金と重複して申請も可能です。それでは裏面を御覧ください。次に、4の申請期間ですが、

令和2年7月31日までとします。6月1日から受付を開始する予定にしております。国は令和3年1月15日までが申込期間となっております。5の支給額は、1事業者当たり一律20万円です。申請方法ですが、メール、郵送、商工労働課に直接提出していただきます。また、小野田商工会議所、山陽商工会議所、山陽総合事務所、埴生支所、南支所でも提出可能です。7の提出書類ですが、提出いただく書類といたしましては、国に準じておりまして、申請書、2019年（法人は前事業年度）確定申告書類の写し、売上減少となった月の売上台帳等の写しと売上減少となった月の比較月の売上台帳等の写し、これは前年のものになります。それと通帳の写し。身分証明書の写し。身分証明書の写しは個人事業者だけです。それと同意書などです。主なものは、ここに記載しているもので、詳細は今後検討してまいりたいと思っております。予算につきましては、平成28年の経済センサスに基づいて本市にある事業所数約2,300社を基準としまして、補助金を算出し、人件費、需用費、役務費を加えて総額4億6,279万円を計上させていただきました。詳細につきましては、補正予算書の7ページ、8ページを御覧ください。7款商工費、1項商工費、6目新型コロナウイルス対策費、2節給料につきましては、会計年度職員の給与として58万5,000円。3節職員手当等は、職員の時間外手当、会計年度職員の通勤手当として43万2,000円。4節共済費は、会計年度職員の社会保険料として12万円。11節需用費は、消耗品、印刷製本などで34万8,000円。12節役務費は、通信運搬費、郵便切手代などになります。9ページ、10ページを御覧ください。続きまして、広告料、振込手数料などで130万5,000円。19節負担金、補助及び交付金は、事業継続給付金として4億6,000万円を計上させていただいております。説明は以上です。御審査のほどよろしく申し上げます。

高松秀樹委員長 それでは質疑に入りますが、質疑は、まず衛生費から行きましょう。衛生費に対して質疑がある委員は、お願いいたします。

藤岡修美委員 18節の備品購入費で、酸素飽和度測定のためパルスオキシメーターを購入されるということでしたけれども、これちょっと詳しくないんで分かんないんですけども、これはコロナ感染に対して何か肺機能の低下等々を測るための装置なんですか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 指にばかっつ付けていただくとその方の酸素飽和度が出るような機器です。それで診断とまではいきませんが、酸素飽和度が下がってれば、肺炎等の症状を起こしかけているというような診断の一助になるということで購入を考えております。

吉永美子委員 先ほど条例のときにはあったんですけども、間違っつて来られた人への待機ということで、当面の間はするつていうことですが、これは、休日夜間に日頃開けているあの時間対応にずっと待つておられるということですか。そういう想定ですか。

林健康増進課主査兼健康管理係長 こちらの時間外に関しましては、当面の間ということで2週間程度は、取りあえず今の平日夜間を開けているところを職員が対応しようと思ひますが、状況を見て、またこれを延期するかどうか検討したいと思ひております。

吉永美子委員 だから大変だと思ひて、要は開けている時間の間ずっと待つておられるつていう、待つておられるつていうか、来られたらいけんから最初の1時間だけいるのではなくて、ずっとおられるつていうことですよ。

林健康増進課主査兼健康管理係長 最初は、やはり1週間程度は、その間はちょっと様子を見て、いようと思ひます。その翌週からは、1時間程度か、ちょっと状況を見て判断させていたひきたいと思ひます。

高松秀樹委員長 ほかに質疑はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)なければ

次の商工費について質疑を求めます。

伊場勇委員 商工費の中で、事業継続給付金のことについてお尋ねします。議場でもあったんですけども、コロナの感染症の影響があるというところの証明の仕方、また、今後も事業を継続する意思を証明する文書というのは、同意書というのが必要提出書類の中に入っていましたが、それで、その意向などを把握するのでしょうか。

村田商工労働課長 まず、売上げの減少についてですが、2月から5月までに売上げが減少したことにつきましては、もうコロナの影響であるということ判断したいと思っております。それと事業継続する意思につきましては、同意書と書いてあるんですが、宣誓という形で、この同意書の中で記載していただけないかというところで検討しております。

吉永美子委員 少し遅かったけど、頑張っていたという認識を持って聞くんですよ。2020年の2月から5月までのいずれかの月の売上げがうんぬんってあるんですが、となると要は、昨年6月以降に起業された方々にとっては使えないということなんですが、起業者いませんか。昨年の6月以降の起業者です。

村田商工労働課長 国につきましては、昨年度、創業された方につきましては創業特例というものを設けておりますので、本市もそれを参考にしながら、昨年度、創業された方につきましても該当するようにしたいと思っております。

吉永美子委員 そうすると、具体的にどのようにするんですか。要件としては、2020年2月から5月までのいずれかが同月比で20%以上だけど、どういうふうに緩和されるんですか。これ比べようがないですよ。

村田商工労働課長 例えば2019年10月に開業した場合につきましては、



10月から12月までの月平均の事業収入を出していただいて、2月から5月までの御自分が選ばれた対象月と比較して20%減少しているかどうかを判断します。

吉永美子委員 現実にはおられるという認識ですね。

村田商工労働課長 おられると思います。

吉永美子委員 こういった方々が、国がやっているから、それについての告知っていうか、それは進んでいくと思うんですけど、市がやる分もこのように大丈夫なんだよっていう、起業された方もオーケーですよっていうことはどうやって周知していきますか。

村田商工労働課長 この制度自体の周知方法につきましては、商工会議所会員へのお知らせと市のホームページ、フェイスブック、広報掲載等で、あと各公共施設にチラシを置きたいと思っております。ただ、議員もおっしゃられるとおり、この事業はPRが大事になってくると思いますので、これから課内で協議する中で、思い付くことは実施してPRしていきたいと思っております。

吉永美子委員 以前るときから言っているつもりですけども、山陽商工会議所から御意見を頂いたときも登録業者85%ぐらいで、15%ぐらいの方が会議所の会員に該当しないと。そういった本当に絶対に漏れちゃいけない方が漏れてはいけないと思うので、会議所でお知らせされるところには限度がありますので、やはりいかに周知するかっていうのが大事だと思いますから、該当していたのに給付金の申請をしなかったっていうことが絶対あってはならないと思っています。それでこの1事業者当たり20万円なんですけど、複数事業を行っている人がいますよね。そういった方っていうのはどうなるんですか。

村田商工労働課長 1事業所当たり20万円で考えております。

吉永美子委員 となると、例えばよく分かんないんですけど、二つやられてお  
って、一つは20%以上減少していなくて、何とかこれまでどおりやっ  
てて、片方がどんと落ちたとするじゃないですか。どうなるんですかね、  
考え方としては。

村田商工労働課長 全体の事業所の売上げで判断したいと思います。

吉永美子委員 複数やっている人でも、片方はいいけど片方が20%以上落ち  
たら、該当していくっていう考え方でいいですかね。

村田商工労働課長 事業所全体で判断しますので、事業所全体で20%落ちて  
いたら該当します。

高松秀樹委員長 事業所全体と言うのは、確定申告の資料によるわけですよ。  
だから確定申告を合算で確定申告していればそうなるし、例えば法人を  
二つ持っているっていうのは、これ別々の確定申告になったりする場合  
は、それは事業所ごとに給付されるということですか。

村田商工労働課長 そのとおりです。

宮本政志委員 すいません、対象で市内に住民登録のある個人事業主って、こ  
れ市外にお店とか会社があっても、それはいいということですか。

村田商工労働課長 そのとおりです。

宮本政志委員 それと提出書類で、この通帳の写しは何を確認するためのもの  
ですか。

村田商工労働課長 口座がきちんと間違いなく記入されているかどうかということを確認させていただいて、間違いなく振り込みができるようにという確認の意味です。

宮本政志委員 これちょっと要望ですけど、国もこう書いてあるんですよ。分からん人やったら、出し入れのところまで全部かなと思う人がおると思うんで、例えば口座名義人、口座番号、支店番号を確認したいためということが盛り込んであれば、何十ページもコピーせんといかんと思う人がおると思うんで。お願いします。要望です。

吉永美子委員 先ほど、極力広告をしていきたいということですが、広告料がわずか15万円ですけども、どういうふうにしていかれるんですか。

村田商工労働課長 PRについては、先ほど申し上げたとおりのことをしていきたいと思っております。また、新聞の広告だとか、新聞の記事に掲載していただくといったことを考えております。ポスターまではいかないかもしれませんが、例えばチラシを拡大して公共施設に張っていただくといったことも考えております。

高松秀樹委員長 今さっき、吉永委員が質問したものに関連で確認するんですけど、いわゆる国の持続化給付金に準じた取扱いをするということで、例えば2019年度分の確定申告の義務がない人たち、それとか新規開業した人たち、季節性の収入がある人、事業継承をした人、国のほうはいろいろありますよね。だから、それに準じて同じような取扱いを柔軟にしていくっていうことでよろしいですか。

村田商工労働課長 そのとおりです。

高松秀樹委員長 国のほうは確定申告の控えを出すときに、税務署の印鑑が押してあるんですけど、これじゃないと取り扱わないというのが国の方針

なんですが、市はどうされますか。

村田商工労働課長 一応、国に準じて行いたいと思っております。例えば国のほうは法人であれば、もし收受印を押していないものがあるのであれば、そのかわりとして2事業年度前の、その更に前年度の確定申告の書類の控え、又は税理士による押印及び署名がなされた対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告、つまり2019年度の申告で事業収入を証明する書類を出していただければ、それに代わることができる。そして個人につきましては、税務署発行の納税証明書を添付していただいたら、受領印に代わることができるとなっております。

高松秀樹委員長 ということは今の話では、2019年度の確定申告の書類を紛失したときは、2018年度の書類でも準用できる。さらに、税務署とかの納税証明書において確認がない場合は申告できるということになるんですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

吉永美子委員 本会議でちょっと出ていたので聞いておかなくちゃいけないのかなと思うんですが、この20万円とした考え方の根拠をお知らせください。

村田商工労働課長 他市の助成金等を参考にしながら、おおむね10万円が多かったんですが、本市としては、その中で20万円と判断しました。

長谷川知司委員 市内に事務所を有する市外の業者、この場合はどうなりますか。

村田商工労働課長 該当します。

高松秀樹委員長 確定申告の状況によるんじゃないんですか。事業所があるだけで、店があるだけで大丈夫なんですか。

村田商工労働課長 法人税で確定申告しておれば大丈夫です。市内に事業所があつて、市外に、法人であれば本店とかですかね。個人であれば住民票があるということになるかと思ひますけど、該当します。

山田伸幸副委員長 他市に在住で個人事業主の場合はどうなんですか。

村田商工労働課長 該当します。

山田伸幸副委員長 複数店舗あつて宇部市在住で宇部市にも店舗がある、山陽小野田市にも店舗があるというのはどうなんでしょうか。

村田商工労働課長 該当します。ただ、事業所全体での売上げが20%以上落ちていないと該当しません。

山田伸幸副委員長 それと文章を読んでいくと全ての事業所が対象になるように思ふんですけど、対象にならないような業種というのがあるんでしょうか。

村田商工労働課長 ないと思ひます。

高松秀樹委員長 でも、国の持続化給付金には、例外の事業所がありました。

村田商工労働課長 対象外となるのが、一つ目が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業、当該営業に係る接客業務、受託営業を行う事業者、2番目が宗教上の組織若しくは団体、3番目として、1、2に掲げるもののほか、給付金の趣旨、目的に照らして適当でないと思ふと国が判断するものとなっております。ですから、1番、2番が該当するかなと思ひます。

吉永美子委員 今シルバー人材センターから派遣で、学校とか公民館とか行か  
れている方々がおられるんですけども、そういった方々がずっとお勤  
めできない、仕事がないという状況なんですけど、こういったケースの場  
合ってというのはシルバー人材センターが該当になるのか、シルバー人材  
センターさんを通じて行かれている方はフリーランスになるのか。そう  
いう場合はどういうふうになるんですか。かなりの人数の方が該当しま  
せんかね。違いますかね。

村田商工労働課長 まず1点目のシルバー人材センター自体は該当します。そ  
れとそこに登録していらっしゃる方なんですけど、国は個人事業主とかフ  
リーランスは対象となりますが、特定の会社に所属している方とか、特  
定の会社とのみ取引されている方は、労働基準法上の労働者に当たらな  
いかということを確認する必要があります。実質的に使用者の指揮監督  
下で労務提供がなされていると評価できる場合には、労働者に該当する  
といったことがあります。シルバー人材センターは全国的な組織なので、  
国の給付でも同じ疑問が出てくると思いますので、調べたらまだそれが  
出ていないように思いますので、国に準じた形でそれが国から出たとき  
はその形で実施したいと思います。

吉永美子委員 年齢的に多分年金暮らしの方が多いのかなと思っているんです  
けども、やはり年金が低い方ってというのはシルバー人材センターの分が  
ゼロになっているってというのは現実的にはかなりの減収になっているの  
かなっていうふうに、予想ですけど。その辺を考えると該当しないとい  
うこともあり得るということですか。

村田商工労働課長 国がどういう判断をするか見たいと思います。

水津治委員 申請期間が市では7月31日までということで、今大変苦勞して、  
朝晩、昼も夜も仕事しておられる人も多いと思うんですね。大変な時期  
で。7月31日まででは少し短いような気がするんですけど、どうでし

ようか。

村田商工労働課長 この市の給付金につきましてはコロナが鎮静化するまでの当面の運転資金などで使っていただきたいという目的で給付しますので、短い期間で迅速に実施したいと考えて、7月31日にしました。先ほどのお話に戻るんですが、こうなってきたらPRとかの問題になってきますので、しっかりとその辺はPRさせていただいて、時間のない方につきましては、申請のフォローをしっかりとしていきたいと考えております。

山田伸幸副委員長 申込先が市役所と両商工会議所及び支所になっているんですが、当然そういったところにも相談、あるいは書類の書き方の相談等が行くのではないかなと思うんですが、その辺は徹底できているんでしょうか。

村田商工労働課長 相談等につきましては商工労働課のみで行います。総合事務所、埴生支所、南支所等につきましては、受け取るだけになります。

吉永美子委員 この度の頂いた資料の中で、概要は国が実施する持続化給付金に準じて給付すると言われているわけですが、その割には期間が国に比べて短いということなんですけども、スピード感を持って本当に大変な人という思いも分からなくはないんですが、今言われた申請のフォローっていうのは具体的にどのようにされるんですか。

村田商工労働課長 申請のやり方が分からない方につきましては、商工労働課のほうにお越しいただいた場合は一緒に書き方の説明等をしていきたいと思っております。

吉永美子委員 となると、そういった部屋を設けられるんですか。やはり個人的な、個人情報的なものとかが出て、資料的にも出てくるんじゃないかと思うんですが、そういった要はほかの人と触れないところできちんと

書き方を説明されて、そこで完結するという形にされるのでしょうか。

村田商工労働課長 庁舎内の相談につきましては、今からそこは検討していきたいと思っております。今から商工会議所と市が連携して週2回ほど商工センターと山陽商工会議所で経営相談窓口を設置しますので、そこでも申請の相談を受けて申請できるようにしていきたいと考えております。

高松秀樹委員長 今吉永委員が言われたことは、本会議終了後に議長から市長に対しての要望書を提出しております。その中には、今吉永委員が言われたことも踏まえておりますので、是非御検討いただきたいと思っております。

山田伸幸副委員長 昨日、行き付けの整骨院に行って、この話をしたら大変喜んでおられたんですが、新聞記事を見ただけで自分は対象外かなと思っておられたようなんですよね。ですから、やはりそういったきちんともう少し分かりやすいお知らせが必要ではないかなと思っているんですが、対象を幅広く取るんだよということを、いち早く全ての事業者に届くようにしていただきたいんですが、どのように考えておられますか。

村田商工労働課長 そのことについては、私たちも問題になろうかなということ考えております。ですから、なるべく早くホームページにこの事業を掲載しまして、例示でどのような業種が対象になるかとかそういったことを分かりやすく、随時掲載していきたいと考えております。

山田伸幸副委員長 私が昨日行ったところは、業界団体の代表を務めておられますので、そういったところにまとめてお願いをされたら全事業所に行くのではないかなと思うんですけど、やはりそういったところを尋ねていくということも必要ではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

村田商工労働課長 検討したいと思っております。



高松秀樹委員長 私から一つだけ。本会議場でも出たんですけど、今回、財調を財源にしておるんですが、今後いろいろ市の予算の中でイベントが中止になったり、いろんなものが中止になって国からの給付金も入ってくると思うんですが、これに対して組替え等のお考えがあれば、この際でするので教えていただきたいと思います。

清水企画部長 先ほど言われました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金というものがあまして、本市の場合については、2億2,105万5,000円という上限額が示されているところです。この度の事業継続給付金の事業も含めまして、本市の中でどのような事業が展開できるかということについては今検討しているところでして、実際5月末をもって実施計画を提出するというので、6月下旬には交付決定がされるということですので、交付決定された時点において予算化して組み替えていきたいと思っております。

山田伸幸副委員長 この点については2.2億円で、もう既に今この事業だけでも足りないわけですよ。やはり県内市長会等も連名でも国に対して増額を要求するというのも必要ではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

古川副市長 先ほどの委員長の質問と山田副委員長の質問ですが、今、企画部長も答えましたように、国の臨時交付金は2億2千数百万円ですが、それだけではさすがに山田副委員長の言われるように足りません。当然、今後とも全国知事会、また市長会等々もそういう動きがあるだろうというふうにも考えておりますので、そういう動きは積極的にしていただけるだろうというふうにも考えますし、また、今、イベント関係のことも言われましたが、その辺の予算につきましても、よく精査する中でコロナに対応するような予算の組替え等々につきましても、市長のほうから命を受けておりますので、その辺の動きはしていきたいと思っております。

高松秀樹委員長 それでは、質疑を終結いたします。討論ありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは採決に移ります。議案第54号令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算（第5回）について賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

高松秀樹委員長 全員賛成です。可決すべきものと決しました。ここで1回休憩を挟みまして1時15分に再開したいと思います。それでは休憩に入ります。

---

午後0時10分 休憩

---

---

午後1時15分 再開

---

高松秀樹委員長 委員会を再開したいと思います。次に、議案第58号山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、高齢福祉課から説明をお願いします。

麻野高齢福祉課長 それでは、議案第58号山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明します。今回の条例改正は、介護保険制度における新型コロナウイルス感染症に関する対応策として、介護保険料の減免を行うに当たり必要な改正を行うものです。去る4月7日に閣議決定されました「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において「感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行う」とされたことを踏まえ、今般、国から当該減免等に関する基準等が示されたことを受け、国から示された基準に沿った減免を遺漏なく行うことができるよう条例の一部を改正するものです。現行条例においては、保険料の減免を行う

場合、第24条第2項の規定により、「保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者は納期限までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金の支給日までに減免申請書を提出しなければならない。」とされていますが、今般の「新型コロナウイルス感染症の影響による減免」について国から示された基準では、減免の対象となる第1号保険料は、「令和元年度及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの」とされており、同項の規定と整合性が確保できないため、この点について改正を要します。そのため、同項ただし書として「市長が災害その他の理由によりこれらの期限までに申請書を提出することが困難であると認めるときは、市長が別に定める期限まで申請書の提出期限を延長することができる。」との文言を追加し、経過措置を附則に追記しています。なお、減免により減少した保険料収入については、国が交付金により措置する旨が通知されています。説明は以上です。御審査のほどよろしく申し上げます。

高松秀樹委員長 委員からの質疑を求めます。

山田伸幸副委員長 特別徴収についてですが、この文言を読むと、支給日までにということになっております。ということは、支給される日に、先に保険料が徴収されて振り込まれるということですが、技術的にそういうことが可能なのでしょうか。それが徴収されないということが。

藤永高齢福祉課介護保険係長 介護保険料の減免については御指摘のとおり、特別徴収の停止というのが即座にできないという部分があります。そのため、もし減免の対象になられた場合に、特別徴収の停止が間に合わなかった場合は、入金を確認できましたら即還付を行うという形で対応したいと考えています。

伊場勇委員 5月1日の時点では、まだ国から示されていなかった基準が明らかになったということで、収入が著しく減少したと認められる場合についての減免だと思うんですが、詳しくどの程度減少したときに認められるのでしょうか。

藤永高齢福祉課介護保険係長 国により、この度示されました基準においては、給与収入、事業収入、不動産収入、山林収入のうち、前年と比較して30%以上収入が減少している方が対象になります。

高松秀樹委員長 いいですか、伊場委員。今、対象者しか言っていないですが。

山田伸幸副委員長 減免額はどうなるんですか。どうぞ。

藤永高齢福祉課介護保険係長 減免額については、所得、給与収入等の金額に応じた割合をもって計算される形になりますので、一定の金額というよりかは、その方その方で減少した収入がどの程度の割合を占める方なのかという部分の割合を計算して、保険料にその割合を掛ける形になりますので、個人ごとで金額が変わってくるものになります。

山田伸幸副委員長 これは1号、2号関係なく、減免が行われるということなんでしょうか。

藤永高齢福祉課介護保険係長 この度の介護保険料の減免については、1号被保険者の方の介護保険料の減免になります。2号被保険者の方につきましては、健康保険等と一緒に徴収される形になりますので、現時点では、健康保険部分が減免されるという連絡等は受けておりません。

山田伸幸副委員長 ということは、65歳以上の方の年金部分だけが対象だということなんでしょうか。先ほどの説明だと、ほかの収入があっても不動

産収入だとか、給与収入とかそういったものの減少もこれに含まれて、減免の対象になるということですのでよろしいんですかね。

麻野高齢福祉課長 収入が減ったものにつきましては、先ほど言いましたように4つの収入、事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入、これらが減少したものについてが減免の対象になります。年金については、特に年金の減額というのは、今のところそういうはありませんので、今言った4つの収入について減少した場合に、減免の対象になるというふうになっております。

山田伸幸副委員長 そういった収入が減少するというのは、なかなか発生そのものをすぐにつかむというのは難しいと思うんですよね。不動産収入がある方だったら、例えば家賃収入で一定の収入がある方は、不動産の貸付等で収入を得るわけですから、そういった方が支払を普通は現金でもらいに行くということはありませんで、大体振り込みだと思うんですね。それが確認できないのが続かないと判定がなかなか分かりにくいと思うんですけど、その点はいかがでしょう。

藤永高齢福祉課介護保険係長 国からのQ&Aにおいては、支援を速やかに実施するために、事業収入等の減少については見込みで判断することも可能と示されておりますので、昨年と現在の状況を御本人さんの聞き取りの中で比較をして、柔軟に減免の対象になる、ならないということを判断することが可能という形で考えています。

山田伸幸副委員長 ちょっとなかなかデータの的に難しいかもしれませんが、現在、年金収入以外で収入のある1号被保険者というのはどの程度いらっしゃるのでしょうか。

麻野高齢福祉課長 現在、年金以外に別の収入がある方につきましては、約5,300名と把握しております。

山田伸幸副委員長 そういった皆さんに、今回のこの規定が適用されるかもしれないというお知らせ等はどのようにされますか。

藤永高齢福祉課介護保険係長 お知らせにつきましては、6月に介護保険料の納入通知書をお送りすることになりますので、その中に御案内文書のほうを含めたいと考えています。

山田伸幸副委員長 その通知書が、そういった高齢者の方々に分かりやすい内容となるかどうかという点では、ちょっと工夫が要るのではないかなと。通知文書みたいなものを見せられても、なかなか判断しづらいと思うんですけど、その点ではどういった文書を付けられようとしているのでしょうか。

藤永高齢福祉課介護保険係長 介護保険料の納入通知の折には、納入通知書の見方というチラシをいつも同封させていただいています。そのチラシの中に、今回の納付について難しい方については、まずは担当課のほうに御相談をしていただくというような形で、御案内を記載する予定にしています。ただ、実際になかなか難しい部分等もありますので、介護保険の関係の、例えばケアマネジャーさん等にもそういった制度があるということは周知をしていって、漏れがないように心掛けていきたいと思えます。

山田伸幸副委員長 2か月分となりますので、金額が相当大きくなっていくと思うんですね。これは何%減免されるんですか。全額ですか。

藤永高齢福祉課介護保険係長 減少した収入に応じて割合が決められる形になりますが、その対象となった保険料については、全額若しくは8割分が減免の対象になります。

高松秀樹委員長 国の資料で、前年の合計所得金額が200万円以下であるとき、免除の割合は全額。200万円を超えるときは10分の8、8割と書いてあるんですが、これ今その話と一緒に思っているんですかね。

藤永高齡福祉課介護保険係長 まず減免の金額の算出の方法は、一旦、減少の対象となる収入に応じて、対象の保険料額を算定することになります。その対象保険料額に対して、10割減免か10分の8減免かということを決めることになりまして、今、委員長がおっしゃられた200万円の部分というのが、その対象保険料額に対してどの程度の減免の割合が決定されるかという部分の基準になります。

高松秀樹委員長 ということは、減免はこの2種類の減免になるんですか。

藤永高齡福祉課介護保険係長 御指摘のとおりで、対象となった保険料は10割か8割の減免のどちらかになります。

高松秀樹委員長 はい、分かりました。ほかに質疑はありますか。ないですか。

(「なし」と発言する者あり) 質疑を終結しまして討論に入ります。討論はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり) それでは採決に入ります。議案第58号山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について賛成の委員の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

高松秀樹委員長 全員賛成で可決すべきものと決しました。続きまして議案第60号なんですが、これは1回、職員の入替えが必要ですか。(「はい」と呼ぶ者あり)どれくらい時間を取ったらいいですか。35分でいいですか。ここで一旦休憩しまして、35分に再開します。休憩します。

---

午後1時27分 休憩

---

高松秀樹委員長 それでは委員会を再開いたします。次は議案第 60 号山陽小野田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、国保年金課説明をお願いします。

梅田国保年金課長 それでは、議案第 60 号山陽小野田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。今回の条例改正は、後期高齢者医療保険制度における新型コロナウイルス感染症に関する対応策として山口県後期高齢者医療広域連合が行う傷病手当金の支給に対応するため、必要な改正を行うものです。議案の裏面の新旧対照表を御覧ください。去る 4 月 27 日に山口県後期高齢者医療広域連合が山口県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例を改正し、新型コロナウイルス感染症に関する対応策として、後期高齢者医療保険制度における傷病手当金の支給を行うこととしたことを受け、本市の後期高齢者医療に関する条例の一部を改正し、第 2 条第 1 項に広域連合条例第 2 条の 2 の新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を追加することで、傷病手当金の申請書の受付に関する事務を遺漏なく行えるようにするものです。傷病手当金の概略については、恐れ入りますが、事前にお渡ししております資料の 1 を御覧ください。A 4 の 2 枚をホッチキスでとじてあるものです。そちらの 2 番、傷病手当金についてを御覧ください。傷病手当金は健康保険等の被保険者が業務災害以外の理由による病気やけがの療養のため、労務に服することができなかった場合に、所得補償を行う制度で被用者保険においては標準的に運用されています。国民健康保険法及び高齢者医療の確保に関する法律には、傷病手当金の支給ができる旨の規定はあるものの全国的に見ても、この規定を採用し、傷病手当金を支給している保険者はありませんでした。今般、国から国民健康保険及び後期高齢者医療保険等加入中の被用者が、新型コロナウイルス



感染症に感染し、労務に服することができなかつたため、何らかの事由で報酬の全部又は一部を受け取ることができなかつた場合は、傷病手当金の支給を検討するよう通知があつたことを受け、県後期高齢者医療広域連合が条例を改正し、傷病手当金の支給を可能としたものです。なお、後期高齢者医療保険制度における傷病手当金の支給に関する審査及び支給業務は、全て山口県後期高齢者医療広域連合が行い、本市は当該業務に係る申請書の受付のみを行うこととなります。また、参考までに事前に配布させていただいた資料の3に県広域連合後期高齢者医療に関する条例の該当部分を掲載しております。山陽小野田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

高松秀樹委員長 市において行う事務に一つ追加したということですね。委員からの質疑を求めます。

山田伸幸副委員長 傷病手当金というのは、これまで、国民健康保険及び後期高齢者医療保険制度にはなかつたもので、ほかの保険制度であれば何らかの理由で休業をしたときに傷病手当があつて、今まで市民団体の中から国民健康保険に傷病手当を支給せよという要望書もこれまで出てきて、この度このコロナに限ってだと思ふんですが、傷病手当金の支給が盛り込まれていいことではあるかと思ふんですが、やはりほかの事例も今後これを起点にいろいろ広げていく必要があるかと思ふんですが、その点で担当課として何らかの考えがありますでしょうか。

梅田国保年金課長 後期高齢者医療に関する傷病手当金でございますので、これにつきましては、国保年金課の考えというよりは、広域連合の考えになろうかと思ひます。国民健康保険のほうであれば、国保年金課の考えということになろうかと思ふんで、そちらのほうの御答弁ということでもよろしいでしょうか。今おっしゃつたように傷病手当金についてはこれまで、どこの自治体も採用していなかつたという事実がございます。今

回、新型コロナウイルス感染症に感染した方、あるいは疑いのある方につきましては傷病手当金を支給することというところで国が方針を示しております。これにつきましては新型コロナウイルスにかかっているにも関わらず仕事を休むと給料がもらえなくなるということで、無理をしてそこで感染を広めるというところを防止したいというのが国の一番の目的であろうというふうに考えておりますので、今回のこの新型コロナウイルスに関する傷病手当金は、今回だけの措置ということで、今後これをほかのところに広げていくという考えは今のところございません。

山田伸幸副委員長　新型コロナウイルスっていうのはこの度、突発的に出てきたものでありますけれど、これまで、SARSだとかMARSだとかあるいは古いところでは、コレラとかいろいろな感染症があったわけですね。そういったときに対応できるようなことをきちんと設けておくことが、感染を広げていく予防になるというふうに思いますので、今後の課題ではあるかと思いますが、そういうことが必要であるということをおし上げておきたいとします。

水津治委員　提出の期限はあるんですか。

岩壁国保年金課主査兼年金高齢医療係長　一応、提出期限は、適用が令和2年1月1日から9月30日になっておりますので、療養のためその期間の労務に服することができない期間であれば、その後でも受け付けることができます。

高松秀樹委員長　質疑を終結します。討論ありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは採決に入ります。議案第60号山陽小野田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

高松秀樹委員長 全員賛成で議決すべきものと決しました。次に議案第59号山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、国保年金課から説明をお願いします。

梅田国保年金課長 それでは、議案第59号山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。今回の条例改正は、国民健康保険制度における新型コロナウイルス感染症に関する対応策として国民健康保険料の減免及び傷病手当金の支給を行うに当たり必要な改正を行うものです。まず、国民健康保険料の減免に関してから御説明します。4月7日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して国民健康保険、国民年金等の保険料の免除を行うとされたことを踏まえ、今般、国から当該減免等に関する基準等が示されたことを受け国から示された基準に沿った減免を遺漏なく行うことができるよう、条例の一部を改正することが主な趣旨となります。恐れ入りますが、事前にお配りした資料1を御覧ください。上段の1番のところになります。現行条例においては保険料の減免を行う場合、第27条第2項の規定により、保険料の減免を受けようとするものは、納期限前7日までに申請書を提出しなければならないとされていますが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響による減免について国から示された基準では、減免の対象とする保険料は令和元年度及び令和2年度分の保険料であって令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限、特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日が設定されているものとされており、同項の規定と整合性が確保できないため、この点について改正を要します。なお、今回の条例改正を検討する中で、期限までに申請書を提出できないやむを得ない事由は、新型コロナウイルス感染症のほかに、大地震や大水害等も想定されるためそのような事由についても救済可能なよう「市長が災害その他の理由により」としております。恐れ入りますが議案書の1ページ、新旧対照表を御覧ください。

ただいま御説明した内容を反映させるため、第27条第2項ただし書として、「市長が災害その他の理由によりこれらの期限までに申請書を提出することが困難であると認めるときは、この限りではない。」との文言を追加し、附則に経過措置を追記しています。恐れ入りますが、資料の2を御覧ください。こちらは国が示した交付税の算定基礎となる減免基準です。表1により算定した対象保険料に表2の減免又は免除割合を掛けて算出したものが減免額となります。中段やや下の例を御覧いただいたほうが分かりやすいと思いますので、そちらで御説明いたします。

50代の2人世帯で前年の年間所得が310万円であった世帯が新型コロナウイルス感染症の影響で今年の所得が3割減少し1年度分が減免対象となった場合を想定しています。今年度、年間保険料46万6,900円が表1のA、減少が見込まれる前年の所得額310万円がB、前年の世帯の所得額の合計額310万円がCとなります。そして、前年所得額が400万円以下ですので、減免率は表2に10分の8となります。

これにより減免額を算出すると46万6,900円掛ける310万円割る310万円掛ける10分の8で37万3,520円となります。したがって、この世帯の減免後の保険料額は46万6,900円－37万3,520円で9万3,380円となります。なお、新型コロナウイルス感染症の影響による減免により減少した保険料収入については、国が交付金により措置する旨が通知されています。次に傷病手当金の支給に関して御説明します。資料1の2番、傷病手当金についてを御覧ください。

国民健康保険制度においても、国から国民健康保険加入中の被用者が新型コロナウイルス感染症に感染し、労務に服することができなかつたため、何らかの事由で報酬の全部又は一部を受け取ることができなかつた場合は、傷病手当金の支給を検討するよう通知があつたことを受け、本市においても、新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給を可能とするよう条例附則に第17項から第22項までの6項を追加するものです。恐れ入りますが、議案の1ページをお願いいたします。第17項から2ページの第19項までは、傷病手当金の支給要件や支給額等について定めています。傷病手当金は、会社等に雇われている被用者のうち、

国民健康保険に加入中の方が、新型コロナウイルスに感染したとき、又は感染が疑われ労務に服することができなかつた場合に、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定した日について支給します。支給する額は、原則、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3か月間の給与等の収入の合計額を就労日数で除した金額の3分の2を1日当たりの支給額とする旨等の内容となっております。また、第20項から3ページの第22項までは傷病手当金と給与等の調整について定めています。なお、これにより支払った傷病手当金については、国が交付金により措置する旨が通知されています。山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての御説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

宮本政志委員 感染症に感染して、あるいは感染の疑いがあるっていうのは何をもってそれを判断するんですか。

伊藤国保年金課主査兼国保係長 感染症にかかった方っていうのは、今、もう緊急的に入院などをされていらっしゃるっていうことで、病院のほうから証明が出るというふうに考えておりますので、それで病院のほうで証明をするということになっております。感染が疑われた方というのは、病院に掛かられない帰国者、相談窓口等にも連絡されないまま自宅で待機されていらっしゃるというような場合においては、雇用されていらっしゃる事業主の方が、実際、その方が就業することが不可能であったと、熱が高くてできなかったというような証明をしていただくことで、そちらのほうで代えさせていただくということになっております。

宮本政志委員 そうすると、そういった証明は全く取らずに、例えば仕事はしてませんでした。感染したかどうかは当然分かってないわけですよね。後々、抗体検査が普及して抗体検査で陽性でかかった経緯がありましたっていうことが、例えば判明したら、結局コロナウイルス感染によるこ

とが原因で過去に休んでましたということになりますけど、そういった方がもし発生した場合は、この適用になるんですか。

伊藤国保年金課主査兼国保係長 PCR検査は陽性であったか否か、抗体検査が感染していたかどうかということが基準ではなくて、感染が疑われた状態であるということが客観的に証明ができれば、交付金の措置はできるということで国から通知を受けておりますので、抗体検査で抗体があったかなかったかというようなことで支給できるかできないかということにはなりません。

宮本政志委員 でもこれ、疑いの前に、感染症に感染して書いてますよね。感染し、労務に服することができない場合ですから、感染をしたと。だから抗体検査して陽性ならもう感染してたってことなりますよね。そのために休んでましたと。後々分かった場合ですよ、そういった方はもう対象にはなりませんよっていうことでいいですね。

伊藤国保年金課主査兼国保係長 査 もともと感染が疑われた場合でも、もう支給することが可能ですので、結果として感染していたか、してなかったかっていうことを求めるものではないということです。

高松秀樹委員長 済みません、勝手にやりとりしないように。

宮本政志委員 駄目ですよってことね。後々、抗体検査で感染しちよったねってことが分かって、そして休んじよったとしても、これは適用になりませんよってことでいいんですねということです。

梅田国保年金課長 ただいまのケースでございますけども、職場の雇い主の方が証明できないというケースがちょっとよく分かりかねるんですけども、それは是非、職場の雇い主の方に証明を頂いていただければ、対象になりますので、そうしていただければと思います。

吉永美子委員 法律から来てるんでしょからお答えが難しいかもしれませんが、ちょっと疑問に思ったのは、支給要件で、なぜ労務に服することができなくなった日からにならないのか。要は、3日を経過しないとらないっていうところは、何か理由があるとかいうのがございますか。

伊藤国保年金課主査兼国保係長 健康保険法のほうで傷病手当金はもともと規定がございまして、そちらのほうで、就労できなくなって3日を経過した後からということになっておりますので、今回の傷病手当金、モデルとなっているのが健康保険法であろうかと思っておりますので、同じような形態を取っております。

吉永美子委員 だから前置きで言ったわけですけど、法律でなってるから答えは難しいかもしれませんがって言ったんですが、こういったことは説明とかないんですか、全く。法律でこうです、それに従って条例改正って、もうそれしかないんですか。

古川副市長 この傷病手当金っていうのは、先ほども説明がございましたように、国保とか後期高齢の法律にはございませんでした。基本的には、健康保険法、また共済の保険法の規定に基づいて傷病手当金というのがございまして、この傷病手当金は国民健康保険法で言いますと、療養のため、また労務不能であること、継続する3日間の待機期間の様子を見て、4日目から職務に復帰するまでの間の期間をみますというのが健康保険法で決まっております、その法の均衡を図る中で、国民健康保険法のほうにもこのような同じような規定をするようにという指示があった中で規定がございまして、その辺御理解いただけたらと思います。

山田伸幸副委員長 計算式のことをお伺いしたいんですが、すっかり私勘違いしちよったんですが、300万円以下であるときは、割合は全部ということは10分の10というふうに考えてよろしいんですか。

梅田国保年金課長 前年の所得が300万円以下の場合は、10分の10ということによろしいと思います。

山田伸幸副委員長 ということは、減額はないということなんですか。そういうふうに、この計算式からするとなりますよね、10分の10になると。

梅田国保年金課長 表2の説明でございませうけども、右側が減額又は免除の割合ということになりますので、300万円以下であるときには、減免する場合にはもう保険料の全額を減免する。すなわち保険料はゼロになるということでございます。

山田伸幸副委員長 となると、先ほどの例で言うと310万円の例は、10分の8ですから、これは2割だけ減免するという考え方ですか。計算式はそうですね。（「8割でしょう」と呼ぶ者あり）8割。8割なの、これ。

高松秀樹委員長 8割です。計算式があるじゃないですか。これ何かA掛けるB割るC掛ける10分の8ってあるんですけど、これ、もともとの46万6,900円に0.8掛けちゃ駄目なんですか。これ質問、分かりましたか。

梅田国保年金課長 おっしゃるとおり、もともとの所得額に0.8を掛けたものになりますが、真ん中のC割るB、ここなんですけども、世帯全員の所得がCになっておりますんで、今、記載している例はお一方だけが就労して収入があるというふうな想定をしておりますが、これがもしお2人収入があるということであれば、Cのほうの分母が2人分の収入になります。ただ、その減免を計算すれば対象になるのは、その中で所得の減少があった所得が対象ということになりますので、家族のうちお2人以上収入がある場合には、10分の10というか、そこで言いますと3



10 になっていますけれども、これが例えば410割る310になつたりとかいったことになろうと思います。。

高松秀樹委員長 減少が見込まれる前年の所得額と、前年の世帯所得の合計額と違うことがあるってこと。そういうことなのね。それ、前年の所得額で入るんじゃないん。いいです。はい。はい、ほかに質疑ありますか。

山田伸幸副委員長 これはかなり大きな減免額で、相当の金額が見込まれると思うんですね、これが本当にそうであるならば。特に、本人は言われませんが、委員長なんか相当な所得の減額があるわけですよ。それだけではなくて、特に中小業者の皆さん、国保の方が非常に多いところで、そういった皆さんが、特にこの度の被害といいますか、収入が飲食店なんかではもう5割以上落ちたとかざらにありますし、相当な被害が想定されておりますので、やはり幅広くこの制度をお知らせしていただくことが必要だなと思うんですが、ちょうど6月の通知書を送られますよね。そのときに、この制度の周知というのはされるんでしょうか。

梅田国保年金課長 この制度につきましては、広報とホームページに載せておりますが、今おっしゃられたように、この6月になりましたら納入通知書を送付することになります。その際に、減免制度と先ほどの傷病手当金の制度、これにつきましては新たに追記いたしまして、周知を図っていく予定にしております。

山田伸幸副委員長 その際には、こういう文書ではなくて、もっと分かりやすい文書、特に私たちでさえ難解な文章ですので、本当にこう、一般の市民の方には分かりやすい平易な文章にして送っていただきたいし、恐らく相当な方の相談が窓口に殺到するのではないかなというふうに考えられますので、その説明の際にも分かりやすい事例も示して、対応されるといいかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

梅田国保年金課長 はい、是非分かりやすい文章を作成してですね、説明に当たりたいと思います。以上でございます。

高松秀樹委員長 条例の資料も載ってますよね、議案と一緒に。そのときに、これは保険料の減免の話は今してるんですけど、ずっと。27条は保険料の減免で、1項が略で2項が前項の規定によって保険料の減免を受けようとするってあるじゃないですか。この1項ってのは、そもそも何が書いてあるんですか。つまり、減免について条例にどういうふうにうたいこんであるのか。もちろん、この表が入っていると思わないんですけど、今時点の減免ってのは、どういう形ですか。今時点っていうのは、このコロナの関係以前の。同じなんですか。

梅田国保年金課長 はい、念のために現行条例を持ってきておりますので、もしよろしければ、今からお配りしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

高松秀樹委員長 今資料を頂きましたので説明をお願いします。

梅田国保年金課長 今お手元に条例文をお配りしたと思いますが、第27条、「市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免することができる。」という規定でございます。これは今回の新型コロナウイルスに関係なく、災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者とか、そういった形で規定がございまして、これは現行でもそういった方につきましては、申請を受け付けて減免の措置をしておるところでございます。

高松秀樹委員長 この27条第1項の1と、この表の2っていうのはどういうふうにリンクしてるんですか。今、300万円以下であるときは全部、400万円以下であるときはうんぬんというのを、どうやってこの条例から読み取れるんですか。読み取れないんですか。

梅田国保年金課長 今、資料の表でお示ししておりますのは、これはあくまでも今回の新型コロナウイルス感染症に関する収入の減の場合ということで、国が交付金の算定基準として示しておるものでございます。こちらの第27条第1項の減免は、もともと本市が独自に行っている減免ですので、直接の関わりはございません。第27条第1項の減免につきましては、本市のほうで、山陽小野田市の国民健康保険の減免に関する要綱というものを作っております、そちらのほうにまた減免基準というのが設定してございますので、この1項につきましてはそちらのほうの減免基準を用いて減免を行うということになっております。

高松秀樹委員長 本市の減免基準と今資料でもらった表2の減免基準とは違うんですか。

梅田国保年金課長 減免基準としてはかなり違っております。

高松秀樹委員長 はい、分かりました。よろしいですか。ないようですので、質疑を打ち切ってですね、討論ありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは採決に入ります。議案第59号山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の委員の挙手を願います。

（賛成者挙手）

高松秀樹委員長 全員賛成で可決すべきものと決しました。続きまして、議案第55号令和2年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について、国保年金課から説明をお願いします。

梅田国保年金課長 それでは、議案第55号令和2年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について御説明します。補正予算書の1ページをお願いいたします。今回の補正は、新型コロナウイルス感染

拡大防止の観点から、傷病手当金の支給に係る市国民健康保険条例の改正に伴うもので、歳入歳出とも60万円を増額し、予算総額を74億6,525万8,000円とするものです。補正予算書の5ページ、6ページをお願いいたします。下段の歳出から御説明します。2款保険給付費、6項傷病手当金、1目傷病手当金、19節負担金、補助及び交付金に傷病手当金60万円を新たに計上しています。上段の歳入ですが、傷病手当金に係る財源として、5款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金、2節特別交付金を60万円増額しています。予算額60万円の算出根拠についてですが、どの程度の収入の方が何人程度申請されるかによって金額は大きく変わります。しかし、それを推測するのは極めて困難なため、この度は被用者のうち被用者保険ではなく、国民健康保険に加入しておられるケースが比較的多いと思われる、勤務時間が週20時間以内、月額賃金が8万8,000円以下の方10名が、新型コロナウイルス感染症により20日間、労務に就けなかったとして申請された場合を想定して算出しています。この場合、月額賃金8万8,000円の方が週20時間就労されるとして、日額賃金に直して4,400円とし、4,400円に3分の2と20日を掛けて約5万8,660円。この金額の10人分ということで、約58万6,660円となることから60万円としたものです。令和2年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）についての御説明は以上です。御審査のほどよろしくをお願いいたします。

高松秀樹委員長 はい、委員からの質疑を求めます。ありませんか。いいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようですので、討論に入ります。討論ありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）採決をいたします。議案第55号令和2年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について、賛成の委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

高松秀樹委員長 はい、全員賛成で可決すべきものと決しました。ここで、職員入替えがありますので、10分でいいですか。2時20分に再開いたします。

---

午後2時10分 休憩

---

---

午後2時20分 再開

---

高松秀樹委員長 それでは委員会を再開します。次は議案第56号山陽小野田市税条例の一部を改正する条例の制定について、税務課の説明をお願いします。

矢野税務課長 税務課から議案第56号山陽小野田市税条例の一部を改正する条例の制定について、概要を御説明いたします。今回の改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布されたことに伴い所要の改正を行うものであります。お手元に参考資料といたしまして、山陽小野田市税条例の一部を改正する条例の制定についての概要ということで、A4の縦の裏表、それからA4横の6ページものの資料を配布させていただいております。こちらに沿って御説明をさせていただきます。それでは第1条関係の説明ですが、2の(1)にあります徴収の猶予制度の特例が設けられました。これについては地方税法の附則第59条に新たに規定されたものになります。その概要については資料のとおり収入が大幅に減少した場合において、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収猶予ができるものです。この改正に併せまして、市税条例の附則第24条を加えております。これは地方税法附則の第59条第3項において準用する地方税法の規定において条例に委任している事項の細目を定めるもので、申請書等の訂正又は添付すべき書類等の提出期限を規定するものとなります。続いて(2)中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置が設けられまし

た。その概要につきましては、中小事業者等に対して令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとするものでございます。加えまして（3）でございます。生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充が設けられました。その概要につきましては、新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加えるものでございます。この改正に併せまして市条例の附則第10条の規定におきまして、法附則第61条及び第62条を加えることで適用をしております。加えて（3）の生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充につきましては、市条例の附則の第10条の2に第27項を加えております。こちらにおいて、わがまち特例の特例率をゼロをというふうに規定をしておるものでございます。続いて第2条関係でございます。（4）イベントを中止等した事業者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る個人住民税における対応が設けられました。その概要につきましては、所得税において寄附金控除の対象となるもののうち、住民の福祉の増進に寄与するものとして、当該地方団体の条例で定めるものについて、当該地方団体の個人住民税の税額控除の対象とするものでございます。この改正に併せまして、市税条例の附則に第25条を加えております。続いて（5）でございます。法附則第29条の8の2において自動車税・軽自動車税環境性割の臨時的軽減の延長の措置が講じられました。この改正に併せて、市条例の附則第15条の2を改正しております。こちらで令和3年3月31日までの期間としております。そして（6）でございます。住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る個人住民税における対応の措置が講じられました。所得税において新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた住宅ローン控除の適用要件を弾力化する措置が講じられる場合には、当該措置の対象者についても、住宅ローン控除可能額のうち、所得税から控除し切れなかった額を控除限度額の範囲内で個人住民税から控除するものでございます。この改正にあわせまして、市条例の附則に第26条を加えております。このほか条項のずれと所要の改正を行うものにな

ります。説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

高松秀樹委員長 この資料は提出してもらった資料だったんですかね。資料があるのは違うのか。こちら説明は、これは詳しく説明してあるのを配布していただいたんですが、こっちはいいですか。質疑で行きましょうか。詳細が書いてあるんですが。

矢野税務課長 A4横の資料につきましては、今申しましたことの詳細が書いてあるものになります。

高松秀樹委員長 質疑が重複する可能性がありますけど、ここで質疑を求めましょうか。はい、委員の皆さんどうぞ。

宮本政志委員 事業用建物というのは、居住用新築の場合2分の1、軽減3年とありましたが、事業用もあるんですかね、建物、新築時の場合は。

高松秀樹委員長 できましたら、改正の内容が1から6までありますから、何番と言ってもらうとこちらも見やすいので、もう一度質問をお願いします。

宮本政志委員 (2)ですね。事業用家屋、これ新築時の何年間かの軽減措置はもともとありますか。

矢野税務課長 事業用家屋についてはなかったかと思います。ただ、確認をして、正確にお答えをしたいと思います。

宮本政志委員 次ですね、自動車税のことが書いてあったと思います。(5)ですね。これは個人名義であろうと法人名義であろうと関係なくということですか。

矢野税務課長 はい、関係ございません。どちらでもということです。

山田伸幸副委員長 (4) のイベントのところなんですけど、これは要するにどっかのライブに行く予定でチケットを購入しておったものが、中止になったときに、チケットの払戻しを要求しなかったものが、寄附金控除の適用が受けられるということによろしいんでしょうか、簡単に言うと。

矢野税務課長 そのようになりますが、まず、その行事が国、文科省等に承認される必要がございます。流れといたしましては、事業の主催者がスポーツ庁や文化庁に申請をした上で、承認を受けたものというものが、その対象行事として、文化庁あるいはスポーツ庁のホームページ上に公表されることとなりますので、それを市が適用した上で、該当行事になってくるというような流れになります。

山田伸幸副委員長 今の要件でいうと、主催者がそういう申請をしてなかったら駄目だということになりますよね。そうしたら、山陽小野田市でそんなに高額なチケットでやられる行事はないかと思うんですけど、それでもやはり小さいイベントはいろいろあって、チケットを発行しているものもあろうかと思うんですよね。そういったときに、果たしてそれが今言うたような文化庁に認められるものかどうか。その辺はどうなんでしょうか。

矢野税務課長 現時点では市単独でしていくということはちょっと難しいかなというふうに考えております。

山田伸幸副委員長 いや、そういった業者が、例えば、総収入が10万円程度にしかならない、小さなイベントで、そういったものもこの申請を受け付けてくれるような対象となるかどうかということなんですけど、いかかですか。



矢野税務課長 スポーツ庁等から通知が来ておまして、問合せがあった場合には、速やかにホームページ等を案内するようというので、通知が来ておりますので、御案内するような形にはなろうかと思えます。

山田伸幸副委員長 今考えられる例として、例えば福岡の球団がありますよね。広島も球団もある。あるいはレノファ山口なんかもあって、年間パスみたいなものを持っている人が、何十試合か試合中止になって、その分の払戻しを受けるかどうかということも対象になろうかと思うんですけど、その場合はいかがでしょうか。

矢野税務課長 基本的には対象行事としての申請窓口というのは国のほうになりますので、国のほうで認められれば、速やかに指定するような形は取りたいと考えております。

高松秀樹委員長 これは国のホームページ等も出ていますけど、対象イベントについては順次指定されていくと。指定され次第、文化庁、スポーツ庁のホームページにアップをしますということなんで、恐らくそれを見て、自分がチケットを買ったイベント等が対象になるかどうかを判断するしかない部分がありますよね。ほかにありますか。

吉永美子委員 制度としては、そういう創設がされるのはいいことだと思うんですけど、いざ市民の立場で立つと、確定申告に行かれたときとかに、新たにこういう制度があるんで、該当はないですかねという確認というのはきちんとされるものなんでしょうか。例えばイベントとかで買っていて、もうええわとしていたら、こんなことが今創設されているよって、何か該当するものがあるあなたにはないかとか。大体基本的に行政というのは申請主義でしょう。こんなものがあるよってあんまり教えてくれないじゃないですか、基本。だから、知っていてやらないのと知らないでやらないのは大きな違いなので、その辺というのがどうなのかなというふうに思ってしまったんです。

山口税務課市民税係長 今回の国が認めたりした場合の確定申告時の御案内とかなんですが、一応証明書等が交付されるようになりまして、そのときに説明等が行われて、確定申告時にそういうのがないかどうか確認するというのは、税務署等の対応等もありますので、ちょっと難しいところがあるかなというふうには思われます。

矢野税務課長 それがないように、周知を図るために市のホームページ等々で周知を図っていきたいというふうに考えております。

高松秀樹委員長 ほかは。いろいろ税制上の措置がありますけど。

山田伸幸副委員長 (2) のところなんですが、収入が大きく減少したという方は市内にも相当おられるというのは分かっているんですが、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税を払っておられる方というのが、どの程度おられるか分かっておりますか。

矢野税務課長 正確な数字は現在持ち合わせておりません。大変申し訳ございません。

高松秀樹委員長 全体的に分かりにくいね。資料を付けていただいていますけど、分かりにくい部分があるんですけど。例えば住宅ローン控除の適用要件の弾力化があるじゃないですか。これはちょっといろいろ調べてみますと、要は住宅ローン減税の控除期間13年間の特例措置に対しての、また措置になるんですよね。そこをちょっと簡単に説明してもらえますか。

矢野税務課長 住宅ローンでございますが、基本的には契約して、いつまでに入居しないと適用にならないというものがあるんですが、これが、新型コロナウイルスの影響で入居が遅れた場合において、その適用期間を1

年間延長するというもので、令和15年のものが令和16年まで、その入居が遅れた日に併せて、適用も後に1年延びるといようなものになります。

高松秀樹委員長 コロナウイルスの影響で入居が延びる可能性があるので、今の条例じゃなくて、住宅ローン減税の場合は2年の12月末なんだけど、入居が。それを丸1年延ばしますと。だから最後の13年のやつも1年延びてきますよという話ですよ。なかなか難しいんですよ。ほかいいですか。なかなか難しく、本会議の質疑に耐えられるように質問を。

伊場勇委員 問合せの窓口というのは1か所だけですか。どういったところを考えていますか。

矢野税務課長 これから特に申請とか相談、問合せ等が多くなってくるのが徴収の猶予ということになるかと思います。こちらの申請の窓口については税務課の収納係を窓口としておりますし、先ほどのイベント等の関係の寄附金控除については、市民税係にはなりません。課としては税務課の中で、それぞれの係において問合せを分けるというような形で対応していきたいというふうに思っております。

山田伸幸副委員長 市民税の納期が迫ってきておりますけれど、これで今何か減免の対象になるようなものはあるのでしょうか。

矢野税務課長 減免というものはございませんで、基本的には徴収の猶予ということになりますので、収入が20%以上減となれば、コロナウイルスの特例の適用になるかかと思っておりますので、まずは御相談いただいて、個別に事情を聞きながら、適用できるかどうかというところも含めて判断させていただきたいというふうに思っております。

山田伸幸副委員長 徴収が猶予されたとして、延びた分は当然、こういう時期

ですので、延滞金とか、そういったものが掛からないというふうに判断してよろしいでしょうか。

矢野税務課長 新型コロナウイルスの法附則の第59条に当たる猶予制度であれば、延滞金等は掛からないようになります。

高松秀樹委員長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、討論なしと認めます。それでは、採決に入ります。議案第56号山陽小野田市税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

高松秀樹委員長 全員賛成で可決すべきものと決しました。続きまして議案第57号山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、説明をお願いいたします。

矢野税務課長 山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について御説明をさせていただきます。これも先ほどの税条例と同じく、地方税法の一部を改正する法律が令和2年4月30日公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。裏面の2の主な改正の内容ということで、（1）として、中小事業者等が所有する事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置が設けられました。こちらについては、中小事業者等に対して令和3年度課税の1年分に限り、事業用家屋に係る都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとするものでございます。市の都市計画税条例の附則第16項の規定に法附則第61条という項目を加えて、適用することとしております。第2条関係では、条項のずれ等、所要の改正を行うものになります。資料については先ほどのA4横の2ページ目の固定資産税、家屋に係る部分が該当するものとなります。説明

については以上です。よろしく願いをいたします。

山田伸幸副委員長 この事業用の部分というのは、納期はいつなんですか。

矢野税務課長 固定資産税につきましては、市の一般の土地、家屋と同じで、今年で言えば6月1日からが最初の納期になります。

山田伸幸副委員長 これもやはり申請とかをしなくちゃいけないと思っているんですけど、これも納期限がもう直前に来ているんですが、どのように周知をされますか。

矢野税務課長 こちらにつきましては令和3年度分ということになりますので、この間、まだ半年以上ございますので、しっかりとホームページ等で周知を図ってまいりたいというふうに思っております。

高松秀樹委員長 中小企業庁の資料によると、来年の1月1日から1月31日までに申請をするというふうになってはいますが、こういう期間での申請になりますか。

矢野税務課長 そのとおりです。収入が減ったというところの証明を第三者機関にしてもらう必要がございますので、その書類を添付した上で申請していただくという形になっております。

山田伸幸副委員長 第三者機関というのはどこなんですかね。税務申告によるということなんですか。

矢野税務課長 資料の2ページにございますが、中段からちょっと下の辺りに認定経営革新等支援機関等ということで、※の2とあります。※の2の説明につきましては、右の図の下のほうにあるんですが、税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など、税理士とか

公認会計士等の証明ということになります。

山田伸幸副委員長 こういった、要するに単独で税理士をされている方、そういった一人の方の認定でいいということなんでしょうか。それとも何かそういう特別なこういう機関を複数名で、それを認定するようなそういう部門を作るのか、その点はいかがでしょうか。

矢野税務課長 特に新しくは考えておりませんので、現行いらっしゃる税理士の方等で大丈夫でございます。

吉永美子委員 先ほどの56号も一緒なんですけど、こういった要は税に対して、今回コロナの影響を受けて、いわゆる軽減というか、緩和されていくよというところは国の制度の部分なので、国としてのチラシがあって、そのチラシを商工会議所なり、いろんな所で配布とかという流れというのはきちんとできるものなんですか。

矢野税務課長 こちらにつきましては担当課であります商工労働課等とも連携しながら、周知のほうは図ってまいりたいというふうに思っておりますし、今言われたように国からの通知文書も来ておりますので、遅延なく配布できるように整えていきたいというふうに思っております。

高松秀樹委員長 今日いろいろ審査したもので減免等がある、国の政策として減免等があるものは全て、今後、国費で補填されるという理解でよろしいんですか。

矢野税務課長 税でいけば、全て対応されます。

宮本政志委員 事業用と居住用がもし一緒になった建物があった場合はどうなるんですか。1階が事業用、2階、3階は居住用の場合は。

矢野税務課長 事業用家屋に係る部分ということになります。

吉永美子委員 こういったことに対して、今日付けですかね、議長のほうから市長に対して緊急要望をしておりますけれども、そういった国等の支援策を分かりやすく市のホームページにも載せていただきたいという思いがありますが、その辺はやはり随時ぼんぼん挙げていただいて、それも分かりやすくということだけでやっていただけますよね。

矢野税務課長 承知いたしました。

高松秀樹委員長 ほか、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）よければ質疑を打ち切ります。討論に入ります。討論ありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしということで、採決をいたします。議案第57号山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

高松秀樹委員長 全員賛成で可決すべきものと決しました。以上で新型コロナウイルス感染症対策特別委員会を終わります。

---

午後2時47分 散会

---

令和2年（2020年）5月13日

新型コロナウイルス感染症対策特別委員長 高松秀樹